

兵庫県育休代替職員（本庁 薬務課）採用試験案内

◇受付期間

（郵 送） 令和7年4月15日（火）～令和7年4月28日（月） [必 着]

◇試験日 5月上旬頃（書類選考通過者に別途通知します）

◇勤務場所 兵庫県保健医療部薬務課

1 育休代替職員について

- (1) 育休代替職員とは、本庁で、育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で 正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の育児休業期間中に育休任期付職員として採用されます。
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (6) 育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

2 募集職種・予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
薬剤師	1 名	医薬品販売業に関する業務、機能別薬局に関する業務等

3 受験資格

- (1) 薬剤師免許を取得している者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれかに該当する者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

4 申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

ア 申込締切日までに受験申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「育休代替職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。

イ 自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。
(受験申込書及び自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。)

ウ 書類選考結果は、書類到着後7日(土、日、祝除く)以内に電話、又はEメールでご連絡します。

(2) 申込先・問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県保健医療部薬務課(兵庫県庁第1号館4階) 担当：秋田
TEL 078-341-7711 (代) (内線3305)

5 選考試験方法

(1) 口述試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。

(一人20分程度)

(2) 試験日

令和7年5月上旬頃(書類選考通過者に別途通知します)

(3) 試験会場

兵庫県庁内会議室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL: 078-362-9133

〔申込者多数の場合、上記以外の試験会場になることがあります。
その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

6 合格発表

通知方法等については試験日にお知らせします。

7 任用期間

令和7年6月1日～令和7年11月20日(予定)※

※任用終了日については、職員の育児休業期間に応じて変動します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職 1 級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
大学卒	260,590 円（給料月額 238,200 円、地域手当 22,390 円[9.4%]）～ ※1
上 限	282,361 円（給料月額 258,100 円、地域手当 24,261 円[9.4%]）

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※2 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分×週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。